

# 市民税 県民税

# 申告が始まります。

平成14年度分の市民税・県民税の申告を2月5日(火)から3月15日(金)まで、左記の各地区の会場で受け付けます。

「平成14年度分市民税・県民税申告書」はすでにお送りしていますので、同封している「申告の手びき」をよく読んで、正しく記入して申告してください。申告が必要なかたで、申告書が届いていないかたは、お手数でも市民税課にご連絡ください。

問い合わせ

市民税課個人市民税担当

☎(866)2055

FAX(866)2411



申告の期間は

2月5日(火)

3月15日(金)

## 申告が必要なかた

- (1)平成14年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の「のいずれかにあてはまるかた」

昨年1年間に何らかの所得があったかた。

所得には、自営業や農業などの事業によるもの、地代や家賃などの不動産によるもの、株式の配当金、生命保険の一時金、原稿料、給与、年金などがあります。サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されていないかた。なお、提出の有無については、勤務先にご確認ください。

サラリーマンで、平成13年中に退職し、その後再就職をしていないかた。公的年金等を受給しているかたで、所得控除を受けようとするかた。

- (2)秋田市に住んでいないものの、平成14年1月1日現在、市内に事務所または家屋敷があるかた

## 申告に必要なもの

印鑑と申告書（申告書は会場にも用意してあります）

給与、公的年金等の所得があったかたは、平成13年分の源泉徴収票

事業による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など（申告書裏面の計算欄で、事前に計算してください）

平成13年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書、生命保険・損害保険などの控除証明書

配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類

## 申告が不要なかた

- (1)サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されたかた

- (2)税務署に所得税の確定申告をするかた。確定申告が必要なかたは7ページの「税務署からお知らせ」をご覧ください。

## 申告は郵送が便利！

必要書類がそろって、申告の相談が必要のないかたは、申告書に必要な事項を記入し、押印のうえ、3月15日(金)までに同封の返信用封筒で郵送してください。

郵送申告は、申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告でき、受け付けの待ち時間もありません。

便利な郵送での申告をぜひご利用ください。